

資料編

1. 信託制度によるみどりの保全について(宇波委員発表資料)	58
2. ナショナルトラストの現状と課題(関委員発表資料)	67
3. (財)世田谷トラストまちづくりの土地・建物の保全活動の取り組み((財)世田谷トラストまち づくり発表資料)	73
4. コミュニティ財産の管理について(小林委員発表資料)	86
5. 第一種市街地再開発事業における民事信託の活用事例について(永森委員発表資料)	90

1. 信託制度によるみどりの保全について

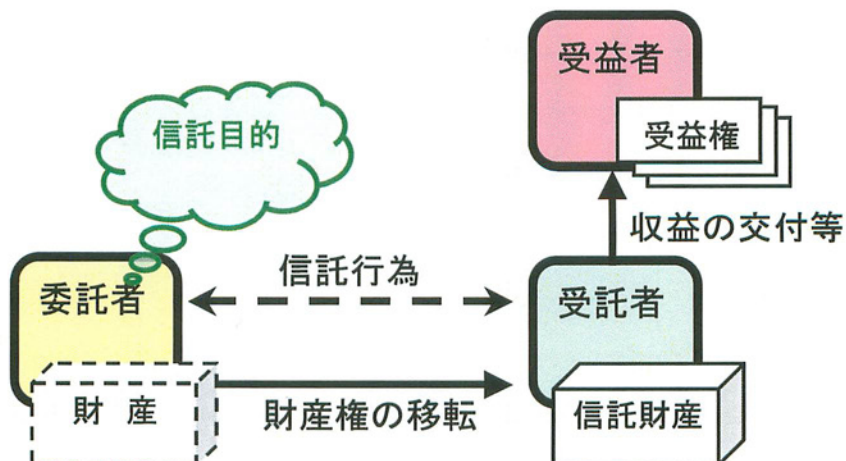
(宇波委員発表資料)

信託制度によるみどりの保全について

2007年11月22日
みずほ信託銀行

(1) 信託とは

ある人(委託者)が財産を信頼できる人(受託者)に引渡し、
一定の目的(信託目的)に従い、
本人もしくは他人(受益者)または社会のために、
その財産(信託財産)を管理したり処分してもらう制度



(2) 信託の当事者等

- 委託者
ある目的に従って管理・運用・処分をさせるために、
財産を受託者に託す人
- 信託財産
委託者から受託者に託された財産
- 信託行為
信託の設定を目的とする法律行為
①契約 ②遺言 ③(自己信託)
- 受託者
信託財産を託された人
信託目的に従って信託財産の管理・運用・処分を行う
- 受益者
信託の利益を受ける人
①自益信託 委託者が受益者を兼ねる場合
②他益信託 委託者とは別の者が受益者になる場合

2

(3) 受託者の義務

- 善管注意義務（第29条）
受託者は、信託の目的に従い、「善良なる管理者の注意」をもって
信託事務を処理しなければならない。
- 忠実義務（第30～32条）
受託者は、もっぱら信託の目的に従って受益者のために信託財産を
管理しなければならない、自己または第三者の利益を図ってはならない。
- 分別管理義務（第34条）
受託者は、信託財産を自己の財産(固有財産)および、他の信託財産と
分別して管理しなければならない。
- 信託事務処理の第三者への委託（第28, 35条）
受託者は、原則として自らが信託事務処理を行う必要がある。

3

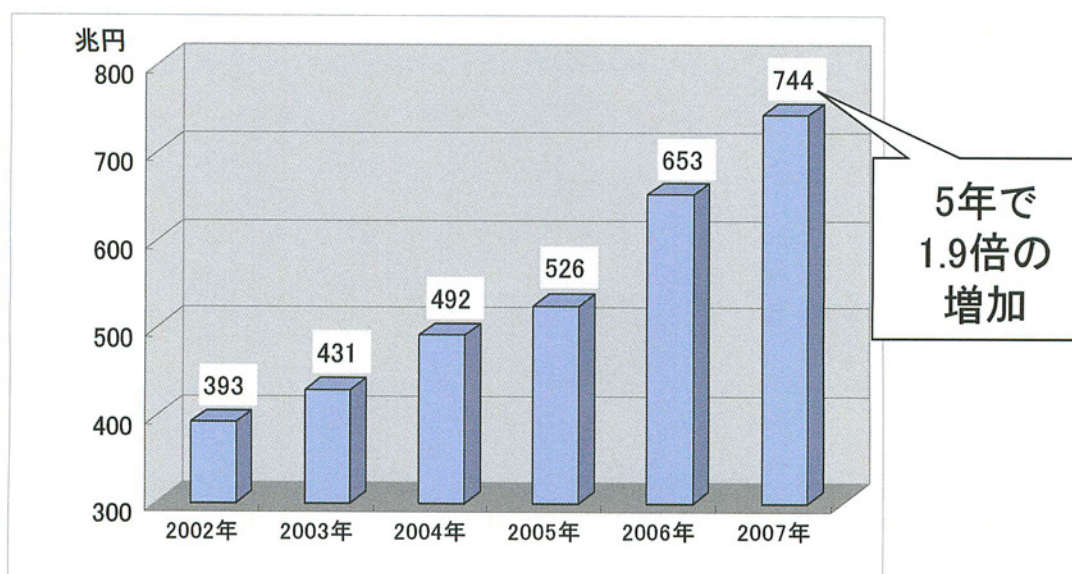
(4) 信託の機能

- 財産管理機能
財産権が受託者に移転し、受託者が直接、信託財産の管理処分をする権利を持ち、信託目的達成のために信託財産の管理・処分を行う。
- 転換機能
受益権は、もとの財産が通常行っている譲渡の形態と異なる方法で譲渡可能。
例) ①量的分割(分割した各受益権の内容(質)は一緒)
②質的分割(リスクとリターンの作り込み(優先・劣後構造))
- 倒産隔離機能
「信託財産の独立性」があるので、
信託財産は、委託者や受託者が倒産しても影響を受けない。

信託の有する機能を様々な形で活用

4

(5) 信託財産残高の推移 ① (総合計の推移、3月末現在)



5

(5) 信託財産残高の推移 ② (機能別分類に基づく計数、3月末現在)

機能別分類	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	増減 ※5
資産運用型信託 ※1	144.5	144.4	145.7	144.8	143.6	159.5	15.0
金銭信託	61.9	68.2	64.2	69.1	72.5	80.7	18.8
貸付信託	12.3	7.4	5.3	4.0	2.9	2.0	▲ 10.3
年金信託	39.1	39.1	40.3	35.7	36.1	39.5	0.4
金銭信託以外の金銭の信託	5.8	2.1	3.2	2.1	1.5	1.4	▲ 4.4
有価証券の信託	25.2	27.3	32.4	33.7	30.4	35.7	10.5
資産管理型信託 ※2	213.6	237.3	287.9	309.9	412.4	471.5	257.9
金銭信託	13.6	12.8	13.1	14.9	56.8	63.9	50.3
年金信託	28.7	31.9	31.5	36.8	40.0	42.7	14.0
投資信託	48.6	47.2	52.2	60.4	75.1	90.5	41.9
金銭信託以外の金銭の信託	13.0	14.7	14.1	14.9	15.0	18.1	5.1
再信託 ※4	107.2	129.2	174.7	182.2	225.4	256.1	148.9
資産流動化型信託 ※3	19.8	27.2	34.3	42.1	53.4	62.4	42.6
金銭債権の信託	13.8	19.4	23.4	27.3	34.3	39.4	25.6
不動産の信託	5.8	7.7	10.6	14.5	18.7	22.6	16.8
その他とも計	393.0	430.5	492.3	526.2	652.8	743.9	350.9

※1資産運用型信託: 受託者(信託銀行等)が自らの裁量により資産を運用する信託

※2資産管理型信託: 受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託

※3資産流動化型信託: 資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託

※4再信託: 資産管理型信託のうち、信託銀行が委託者になったもの

※5増減: 2007年の残高 - 2002年の残高

6

(6) 改正信託法について

① 概要

- ・ 受託者義務の合理化 (パンフレット3頁)
- ・ 受益者保護の強化 (パンフレット4頁)
- ・ 多様な信託の利用形態に対応するための制度整備(パンフレット5頁)

② 新しい信託

- 受益証券発行信託
- 限定責任信託
- 目的信託
 - 受益者の定めのない信託
 - 誰かのためではなく何らかの目的のために財産を信託するもの
- 自己信託
- 家族信託 (※パンフレット12頁)
 - ・ 遺言代用信託
 - ・ 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

7

(7) 公益信託について

○公益信託とは

受益者の定めがなく、奨学金の支給・学術研究・自然環境保護への助成等、公益を目的とする信託

- ・ 個人(篤志家)・法人等の社会貢献の受け皿
- ・ 主務官庁の許可制
- ・ 法人登記や事務所の設置が不要
- ・ 信託管理人や運営委員会の設置

○拠出した財産の税制上の取扱い(個人の場合)

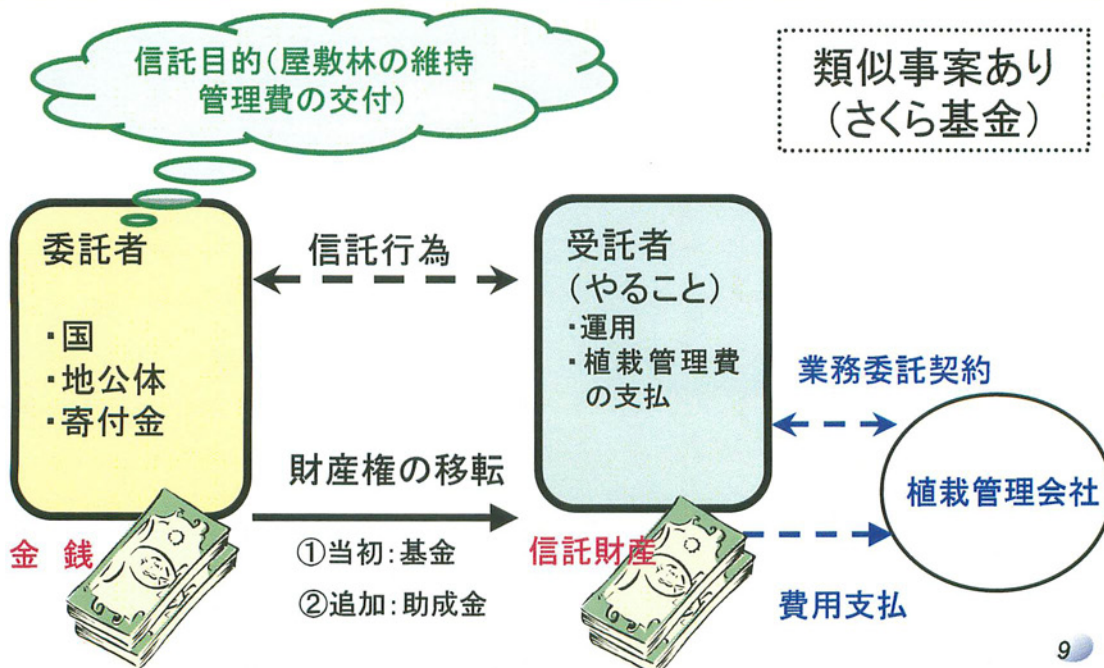
	一般公益信託	特定公益信託	認定特定公益信託
設定時	—	—	寄付金控除
相続時	相続財産として取扱われる	相続財産の権利の評価額は零として取扱う	

○実績 (信託協会「公益信託データベース」平成19年3月末現在)

自然環境の保全目的	21件・57億円
緑化推進目的	1件・0.4億円
公益信託全体	558件・682億円

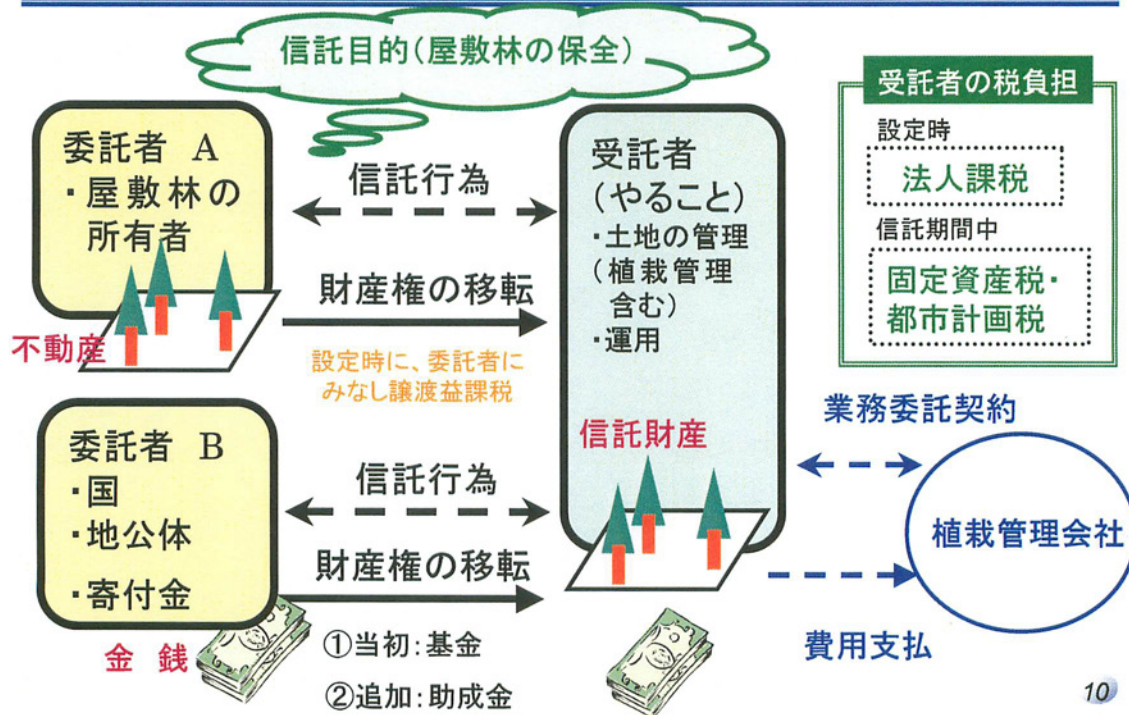
8

(8) 屋敷林の維持管理費交付目的の公益信託



9

(9) 屋敷林保全(包括信託) ①目的信託



10

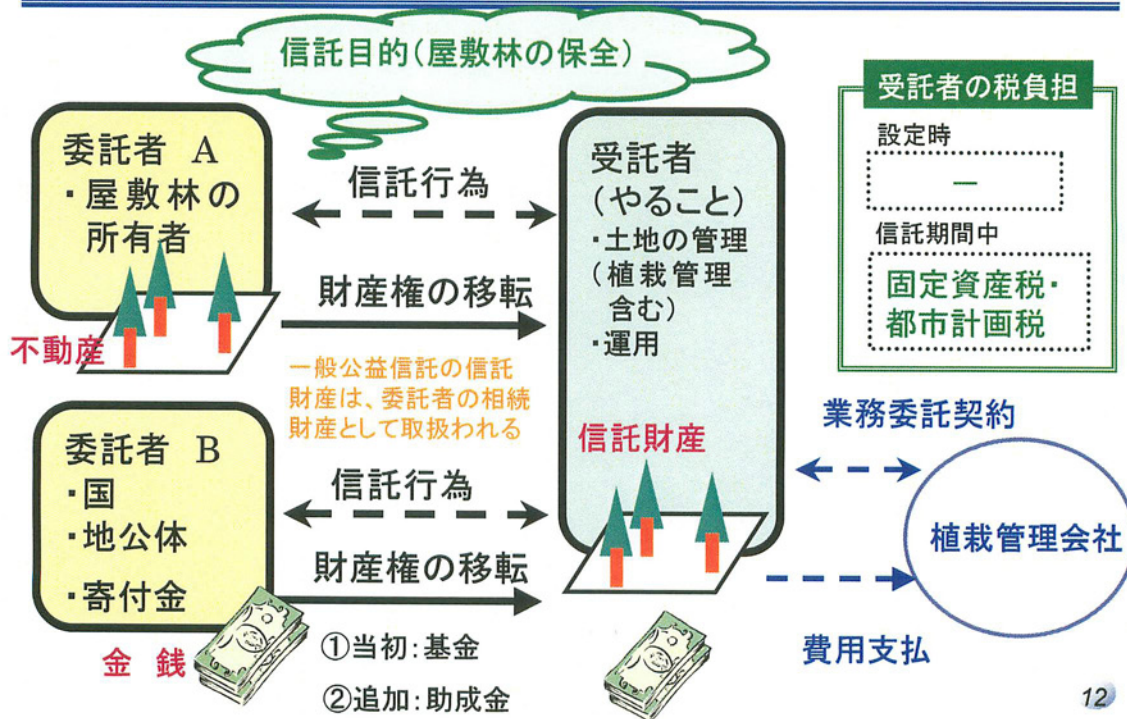
(9) 屋敷林保全(包括信託) ①目的信託

実現に向けた課題

1. 信託設定時の税負担
委託者(みなし譲渡益課税)
受託者(みなし受贈益課税)
2. 信託期間中の税負担
受託者(法人課税)
3. 所有者責任
工作物責任(民法717条但書)
施設を公開した場合の管理者責任

11

(10) 屋敷林保全(包括信託) ②一般公益信託



12

(10) 屋敷林保全(包括信託) ②一般公益信託

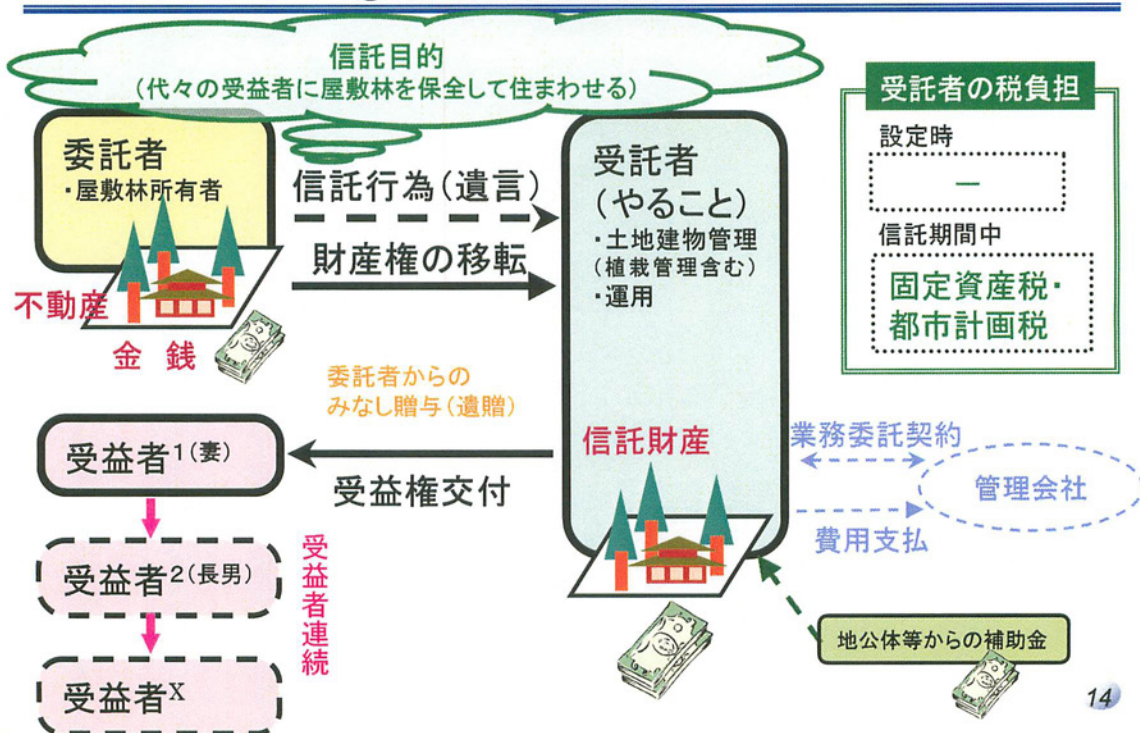
実現に向けての課題

1. 公益信託の引受け許可審査基準
 - (1) 公益信託の授権行為
原則として、資金又は物品の給付であること
 - (2) 信託財産
価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は、過大な負担付財産が相当部分を占めていないこと
2. 信託報酬
「信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること」
3. 所有者責任
目的信託の場合と同じ問題状況にある

13

(11) 屋敷林保全 (包括信託)

③ 後継ぎ遺贈型受益者連続信託



(11) 屋敷林保全 (包括信託)

③ 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

実現に向けた課題

1. 受益権の相続税の財産評価方法

受益権の相続税の財産評価方法が完全所有権の相続と同じ

⇒ 信託目的により信託財産の換価処分が禁止されている場合、
相続税支払の原資が別途必要

2. 受益者の納税負担

納税負担が大きい場合、受益権放棄を選択する可能性あり

本資料は、信託制度に関する情報を提供することを目的として作成されたものです。特定の取引、商品の勧誘を目的としたものではありません。

2. ナショナルトラストの現状と課題

(関委員発表資料)

社団法人日本ナショナル・トラスト協会



National Trust

社団法人日本ナショナル・トラスト協会
The Association of
National Trusts in Japan

2007 特別号

ナショナル・トラストを 支える新しい法律を

日本でナショナル・トラストがはじまって40年がたちました。ナショナル・トラストは、日本の豊かな自然や歴史的建造物を確実を守る手法として全国各地で取り入れられ、成果をあげています。ところが、ナショナル・トラストを進める上で大きな課題も出てきています。日本ではナショナル・トラストを支える法律が不十分なため、活動に大きな支障が出ています。英国のナショナル・トラストが大きく発展しているのは、法律がきちんとできているからです。また韓国でも、今年の春からナショナル・トラスト法が施行されました。

日本ナショナル・トラスト協会では、日本の法律の課題を解決するため、ナショナル・トラストを支える新しい法律の早期制定に向けて、はたらきかけていきたいと考えています。この冊子は、多くの市民、行政、議員、企業の皆様に、全国で活動に取り組む人々の声を届け、ナショナル・トラストの課題や新しい法律をつくる意義を伝えるために作成しました。

National Trust 2007 特別号 ナショナル・トラストを支える新しい法律を

 (社)日本ナショナル・トラスト協会
The Association of National Trusts in Japan

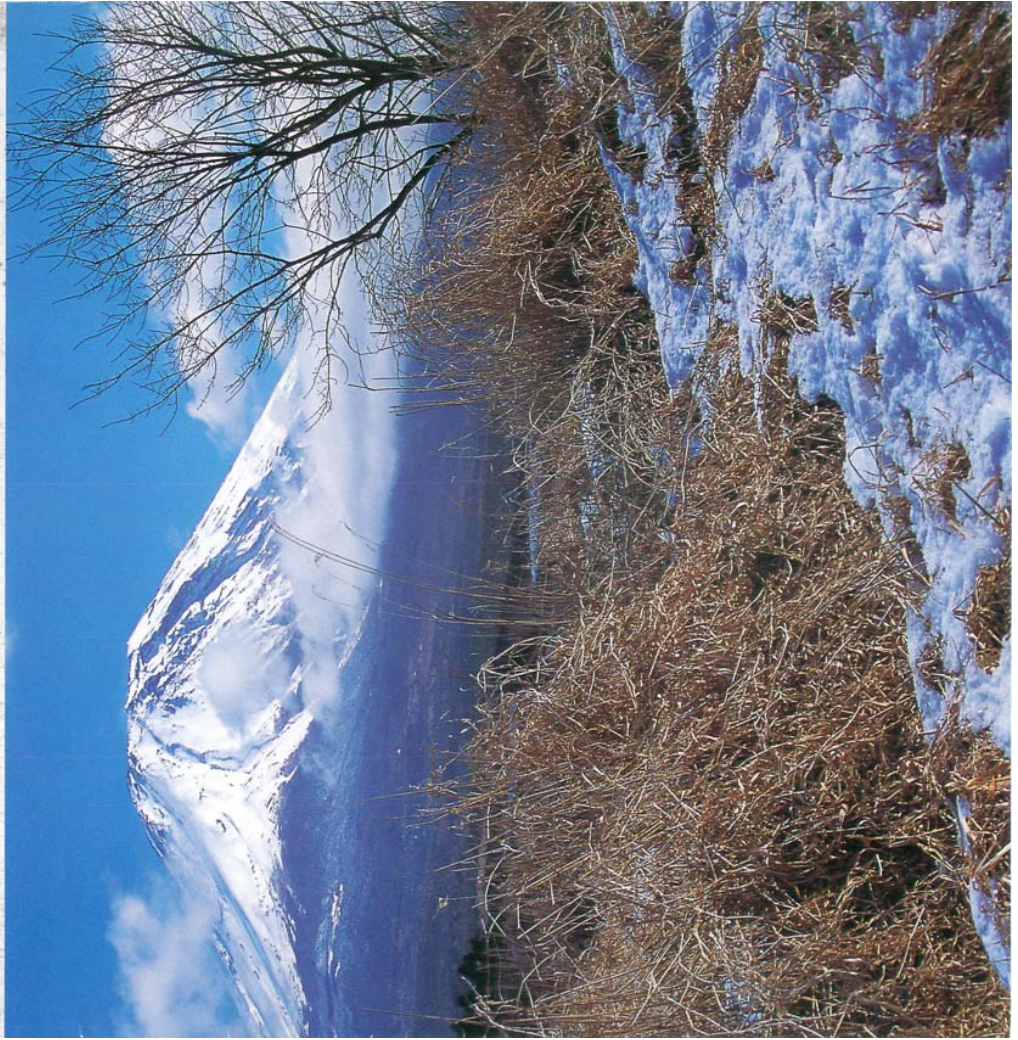
発行日：2007年11月1日
〒171-0021 東京都豊島区池袋3-30-20 第3ビル
TEL: 03-5979-8031 FAX: 03-5979-8032
URL: <http://www.natrust.or.jp/>

製作：(財)日本生協系協会 www.eco-japan.org
協力：THE NATIONAL TRUST www.natrust.org.uk

(財)日本生協系協会の機関誌「エコシステム」№94
(2007年11月発行)の内容をもとに作成しました。

無断転載

本誌は再生紙を使用しています。



ナショナル

行政を補う民間の取り組み

19世紀の英国。産業革命とともに急速に自然が失われるなか、3人の市民が「ナショナル・トラスト」を考えました。ここでいう「ナショナル」は「国家の」ではなく、「国民の」を指します。英国のナショナル・トラストは、国民のために、国民自身の手で大切な自然環境という資産を寄付や買い取りなどで入手し、守っていく活動としてはじまりました。

その後、1895年に非営利法人「英国ナショナル・トラスト」が設立され、多くの人々から寄付が集まるようになりま

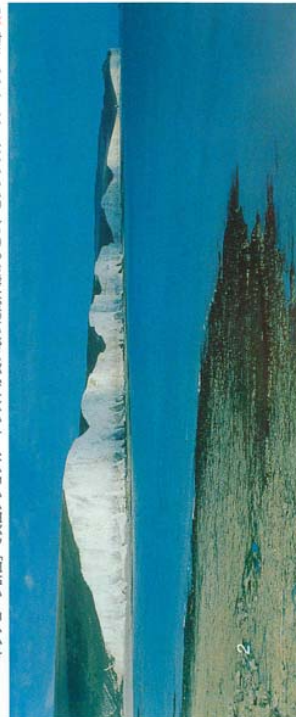
100年で飛躍したナショナル

英国ナショナル・トラストは、公益的な活動として広く国民に知られるようになりました。「1人の1万ポンドより、1万人の1ポンドを」を合い言葉に、一般市民のほか、貴族、首相、市長などさまざまな人の賛同を得て、草原、森林、湿地などの自然だけではなく、庭園、城などの歴史的建造物を次々と買い取りていきました。1965年からは、ローマ神話に出てくる海の神の名前を冠した「ネプチューン計画」を開始し、美



ピーク・ディストリクト国立公園内にある英国ナショナル・トラストの資産。ダグ丘陵谷 map★B
© NTP/Joe Cornish

「ネプチューン計画」で英国ナショナル・トラストが買い取った海岸線のひとつ、セブンスタース・クリフ map★D



トラストの発祥

み

した。ピーターラビットの生みの親であるビアトリクス・ポターもそのうちの一人です。彼女は、湖水地方の美しい風景を守るために1700haを超える土地を買取り、その維持管理を英国ナショナル・トラストにゆだねました。

このような公益性の高い活動は、本来であれば、公有地化などを通じて行政が取り組むべきものです。ナショナル・トラストは、市民の慈善の精神を原動力として、行政の手が回らない部分を民間が補う活動です。

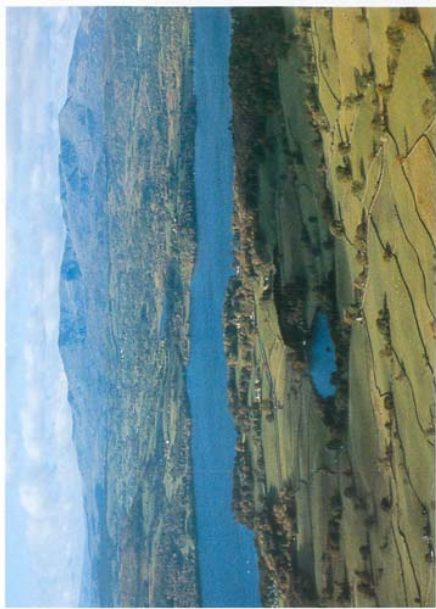
ナル・トラスト

しい海岸の保全を目標に、海岸線の買い取りにも積極的に取り組むようになりました。

100年以上たった今、英国ナショナル・トラストはエリザベス女王の次に広い土地を所有する組織に成長しました。350万人を超える会員の支援によって、約25万haの自然地を含む田園地帯、約1,100kmの海岸線などを所有しています。最近では野生の生きものたちの生息地の保護にも力を入れていきます。



自然系の資産のひとつ、ウィッケン・フェン map★C



日本でもおなじみのビアトリクス・ポターや購入ワークス5の愛した湖が地方 map★A

英国ナショナル・トラストの活動がこのように広がってきた背景には、「ナショナル・トラスト法」やその関連法の存在を抜きに考えることはできません。ナショナル・トラスト法は、英国ナショナル・トラストが設立されてから12年後の1907年に制定されました。その後、何回かの改正を経て、資産を永久に開発から守ることができ、譲渡不可宣言のしくみなど、市民が土地や建物を寄付しやすいう制度が整えられてきました。英国ナショナル・トラストの活動は、発祥して間もない初期の頃から、法律に後押しされて発展を遂げてきたのです。

■永久に自然地を守るための譲渡不可宣言

英国ナショナル・トラストは、取得した資産のうち、特に保存すべき価値の高いものを譲渡不可とし、売却や抵当の対象にしない宣言をすることができ、この宣言がなされた資産は、いかなる開発の手も入ることのできない永久保存地として守られます。(1907年ナショナル・トラスト法)

■相続税の免除

相続が発生した時に、英国ナショナル・トラストに資産を寄付すると、寄付者の相続税は非課税となります。このしくみによって、市民は英国ナショナル・トラストに土地や建物を寄付しやすくなります。(1931年財政法、1937年財政法)

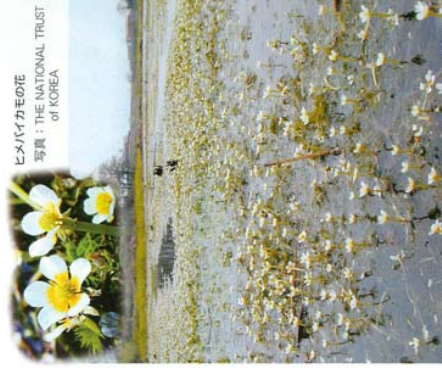
■保存契約の制度

資産を持っている人が、英国ナショナル・トラストとの間で、資産を売ったり譲ったりしないという「保存契約」とりかわす制度です。この契約をとりかわした資産については、相続税の減額を受け取ることができ、これは、英国ナショナル・トラストが買い取った資産の周辺の環境を一体的に守る補助的な制度として活用されています。(1937年ナショナル・トラスト法)

自然を守る取り組みにはさまざまな方法があります。なかでも、市民や企業からの寄付を募って自然地などを買い取り、豊かな自然を将来に引き継いでいく「ナショナル・トラスト」は、野生の生きものやそのすみかを確実に守ることができ、有効な方法です。今から100年前に、英国ではじまりました。

新法をつくった韓国

ソウル
カンファード(江華島)の
ヒメバйкаモ群生地



ヒメバйкаモの花
写真：THE NATIONAL TRUST
of KOREA

本格的に始まったナショナル・トラスト

韓国のナショナル・トラストは、1990年代後半からはじまった新しい動きです。1970年代より政府が実施してきたグリーンベルト政策による土地利用の規制が、1990年代後半からゆるめられ、国全体で開発をすすめるムードが漂いはじめました。そこで、グリーンベルト政策で守られてきた自然を乱開発から守る運動として、ナショナル・トラストが取り入れられました。取り組みがはじまってまだ10年もたっていないませんが、ダム建設計画によって原生的な自然が危機にさらされたトンガン(東江)流域や、カンファード(江華島)のヒメバйкаモの群生地をはじめ、各地で寄付や買い取りによる土地や建物の取得が進んでいます。

※グリーンベルト政策：都市の過密化を防ぎ、都市周辺の自然環境保全などを目的に、建物の新築などの開発行為を制限できる区域を設定した政策。この政策のおかげで、首都ソウル市近郊にも多くの緑地が残されています。

韓国ナショナル・トラストのトラスト地になっているヒメバйкаモが生ずる水田



トラスト地の紹介 ～カンファード(江華島)ヒメバйкаモ群生地～

2000年に設立された韓国ナショナル・トラストが保全している資産のひとつに、絶滅危惧種に指定されているヒメバйкаモの群生地があります。韓国で初めてヒメバйкаモが繁殖されたカンファードの水田約150haを2002年より保全しています。

水田に自生するヒメバйкаモを守るためには、除草剤などを使わない環境保全型の農業を行う必要がありました。この群生地では無農薬



「ヒメバйкаモ米」のパッケージ

栽培に切り替え、政府から環境にやさしい農業を行う地域として認定ももらっています。収穫した米は環境を守るブランド米「ヒメバйкаモ米」として、市価の約4倍の価格で販売されはじめました。現在、島内の1割強の農家が無農薬栽培へと切り替えるなど、ヒメバйкаモを守る環境保全型の農業に向けた取り組みが広がっています。

英国で発祥したナショナル・トラストは、今や45以上の国や地域に広がっています。なかでも、近年、世界の注目を集めているのが韓国です。韓国では、英国の法律を参考にしつつ「ナショナル・トラスト法」が今春から施行され、国をあげてナショナル・トラストが進められています。

まさおこる！自然再生ブーム！

イ・ミョンバク(李明博)前ソウル市長が推進したチヨングチヨン(滯溪川)の復元事業を契機に、川を復元する取り組みがソウル市内のあちこちに広がっています。自然が再生されたチヨングチヨンの姿を見て、多くの市民が賛同したことから、政治家も積極的に動き出しています。ナショナル・トラスト法を制定するときもそうでしたが、「自然環境の保全」は、選挙で多くの票をかちとるための重要な政策としても位置づけられています。

チヨングチヨン(滯溪川)、川を覆っていた高速道路が撤去され、川の自然が再生されています。



ナショナル・トラスト法の制定

各地ではじまった韓国のナショナル・トラスト活動ですが、韓国の開発関連の法律には強力な権限を与えられており、せつかく市民からの寄付を集めて買い取った資産であっても、開発の圧力を退けるには限界がありました。例えば、国や自治体の開発行為については、強制的に土地を取得できる権限があります。

そのようななか、英国のナショナル・トラスト法を参考に、韓国が開発によって失われ

ることのないよう、資産を永久に守ることのできる新しい法律を制定する気運が高まってきました。韓国ナショナル・トラストは、国会にはたつきかけ、ナショナル・トラスト法の制定を大統領候補者の選挙公約に入れてもらいました。その後、国会での大論争を経て、ナショナル・トラスト法(文化遺産と自然環境資産に関する国民信託法)が今春から施行されました。

より確実な自然を守る法律

法律にもとづいて新しくつくられた「自然環境国民信託」という法人が保全資産として位置づけた土地や建物は、永久に売却できないことが法律で定められました。これまでも運い、開発行為にも対抗できる強い力をもった自然を守るしくみがつくられたのです。この法人は、10年計画をつくって計画的に土地を取得していくことになっています。もし開発計画が持ちあがったときにはこの10年計画とすりあわせを行い、重要な資産が開発によって失われることを未然

に防止できるようにになりました。また、各地域でナショナル・トラストを行っている多くの団体は、場合によっては、保有する土地や建物をこの法人に「信託」することもできるようになりました。しかし、この法律が万全というわけではありませぬ。自然環境国民信託以外の一般のトラスト団体に対する税制上の優遇措置が定められていないなどの課題については、法改正によって順次解決していく予定となっています。

鎌倉から始まった 日本のナショナル・トラスト

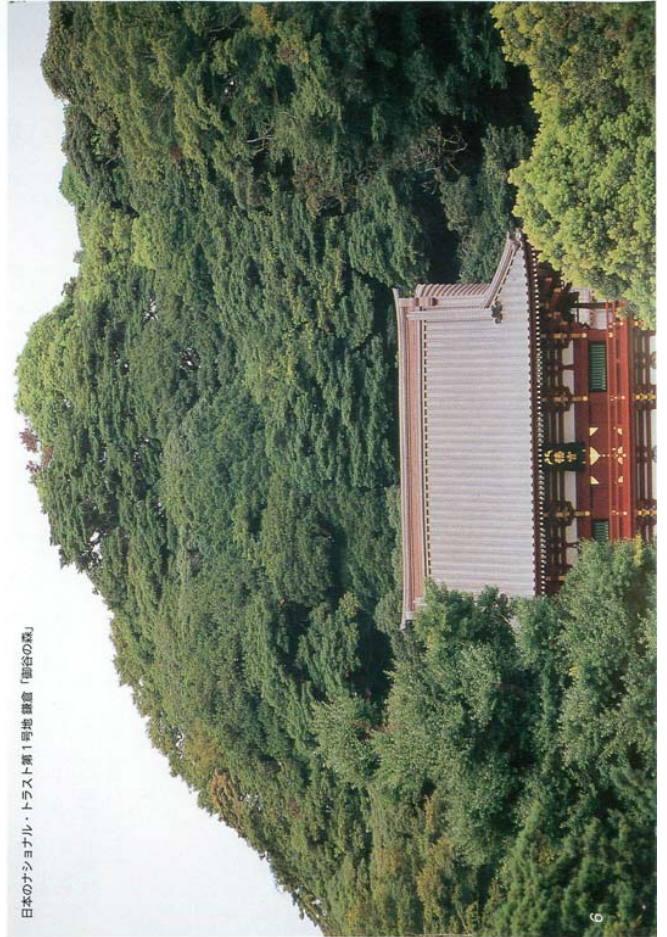
日本のナショナル・トラストがはじまったのは、高度経済成長期たったただなかの鎌倉でした。以来、全国にナショナル・トラストの輪が広がり、将来世代に引き継ぐべき日本の豊かな自然が、幾多の開発から守られています。

市民による初めての土地取得

1960年代の高度経済成長期、各地でさまざまな開発計画がたてられ、多くの自然豊かな場所がその対象となりました。古部・鎌倉においても、鶴岡八幡宮の裏山である「御谷の森」が宅地開発の対象となりました。行政による解決が難しかったことや、一刻も早い対応が必要であったことから、御谷を守りたい鎌倉の市民が立ち上がり、英国で取り組まれていたナショナル・トラストを取り入れて募金活動をはじめました。1964年のことです。そして2年後、市民からの寄付金900万円と、鎌倉市からの600万円を合わせた1,500万円で1.5haの土地を買い取り、御谷の森を守ることになりました。

法律が整っていない日本

日本の場合、地価が高く、土地に対する所有意識が強いことから、守りたい土地のすべてではなく一部を買い取る、あるいは土地の所有者と保全協定を結ぶ、借地の契約をするといった形が多くなります。このような、トラスト団体が土地をすべて所有しない形では、相続などによって土地の所有権が移転することで、守りたい自然が壊されていく可能性があります。日本には、土地の買い取りをはじめ、ナショナル・トラストを通じて自然などの資産を確実に守っていくための十分なしくみが整っていません。現在、ナショナル・トラストをあらゆる面から支援する法律の整備が、大きな課題となっています。



日本のナショナル・トラスト第1号地 鎌倉「御谷の森」

全国に広がるナショナル・トラスト

1960年代は、公害問題を契機に市民の環境に対する関心が高まり、身近な自然や地域固有の文化の破壊を防ごうとする市民運動が芽生えた時代です。その後、北海道の知床半島や和歌山県田辺市の天神崎などで、別荘地の開発を食い止めるために募金による土地の買い取り運動が繰り返され、その他の地域でもさまざまなナショナル・トラストが行われるようになりまし

た。現在では、50以上の団体が、地域でそれぞれの関心に根ざした独自のナショナル・トラストを展開しています。活動分野も、土地や建物の取得をはじめ、普及啓発や環境教育、まちづくりなど多岐にわたっています。



貴重な自然を守るナショナル・トラスト最前線



カラカネイトンボを守る

かつて北海道の石狩川流域に広がっていた広大な湿原は、今では札幌市郊外の篠路福祉湿原でしかその面影を見ることができません。5年前に約20haほど残っていた湿地が、資材置き場にするための埋め立てなどでさらに約5haにまで減少し、湿地の消滅は時間の問題と言われています。NPO法人カラカネイトンボを守る会(札幌市)は、この湿原にすむ絶滅の危機にひんしたカラカネイトンボをはじめ貴重な生きものを守るため、2006年に湿地の一部約700㎡を買い取りました。この土地取得が、開発に対する大きな抑止力になることが期待されます。

都市の屋敷林を守る

千葉県松戸市にある「関さんの森」は、都市の中にかろうじて残る1haほどの屋敷林です。地価の上昇が激しく、高額な相続税が課されるこの地域では、相続で森を手放すケースが多いのですが、関さんの家族はこの森を永遠に残す道を選びました。この森を、寄付分の相続税が免除される、遺族は1995年埼玉県生態系保護連協会に寄付しました。タヌキやウグイスもすんでいるこの森は、都市に残る貴重な自然として、地域の人々を中心に維持管理され、大切に守られています。

日本の

ナショナル・トラストの現状

日本におけるナショナル・トラストは、そのはじまりから現在まで、40年以上の歴史を育んできました。しかし、今のところ、ナショナル・トラストを支える法律が整えられていません。そのため、活動がいかに公益的な行為であっても、通常の土地取引と同じ税金が課されるなど、活動を進める上で大きな障害となっています。日本の各トラスト団体は、このような厳しい状況にあるなかで精力的に活動を進めています。限界もみえはじめています。

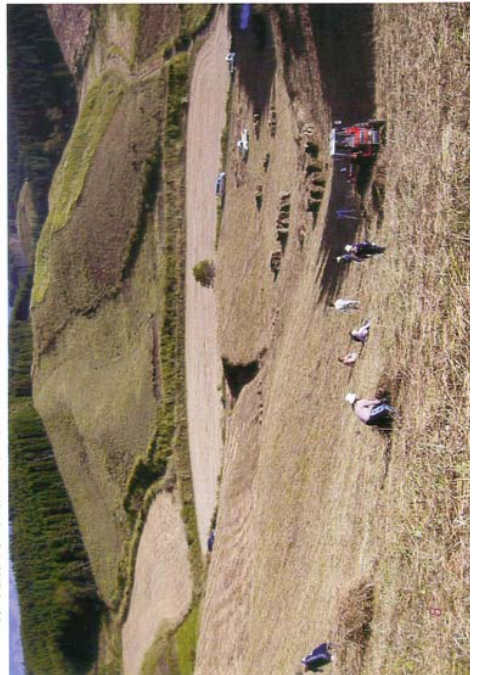
トラスト団体にかかる負担

ナショナル・トラストが成功し、守られた資産がある一方で、守りたくても守ることができなかつた資産もありました。40年以上にわたる日本のナショナル・トラストの歴史の中から、徐々に取り組むべき課題が明らかになってきています。

日本のナショナル・トラストは、いくつもの団体がいるいるる形態をとりますが、地域の自然などの資産の保全や維持管理を進めています。基本的に、トラスト団体が取得した資産は、トラスト団体が自発的に「永久保全」のために所有し、維持管理しています。また、土地や建物を所有しているという点で、それらにかかる税金も納めていきます。資産を維持管理していくには継続的に資金を確保することが必要ですが、トラスト団体が収入を得る活動をしていくとしても、原則として税金がかかってしまいます。今の日本の制度では、資産を取得する費用だけでなく、維持管理費や資産にかかる税金（法人税）など、さまざまな費用が負担になっていきます。



希少な遺物を守り、阿蘇の草原を再生していくための集約作業 写真：NPO法人阿蘇花野協会



穀の手入れ 写真：(財)野鳥風保存会



間さんの森の管理作業



増やすきたシカによる食害を防ぐ柵の設置作業 写真：100平方メートル運動の森・トラスト（知床）

寄付した人にかかる負担

寄付がたくさん集まれば、永久保全のために費用がかかるといっても、その費用を確保できるかもしれません。しかし、日本の寄付の制度は、高額の寄付をする意欲がはたらくにくいしくみになっているのが現状です。個人がナショナル・トラストの主旨に賛同し、活動を進めるために資産を寄付しても、寄付をした人に税金がかかってしまうことがあります。

例えば、相続が発生したときに土地を寄付したいと思っても、財団法人や社団法人、NPO法人に寄付する場合には、寄付した財産分の相続税を、寄付した人が払わなければならない。高額な相続税がかかってしまう場合、特定公益増進法人[※]や認定NPO法人[※]に土地を寄付するのであれば、寄付に対する相続税の免除が受けられますが、そうした法人の数は多くありません。日本で活動している56のトラスト団体を調べたところ、特定公益増進法人は7団体、認定NPO法人は1団体しかありませんでした。

また、相続した土地を寄付する手続きが難しいことなどから、寄付できずに売却せざるを得ず、せっかくの屋敷林が開発業者の手にわたってしまったということも実際に起きています。地域の人々が大切だと思ってきた身近な自然が、こうして消えていきます。

土地を寄付した人が払う税金

公益目的の土地の寄付であっても、寄付先のトラスト団体外のような法人格を持っていないかによって、税制上の配慮措置が異なります。

寄付先	国	地方公共団体	財団法人・社団法人	任意団体
税の種類	特定公益増進法人	認定NPO法人	NPO法人	
相続税	非課税 [※]	非課税 [※]	課税	課税
譲渡所得税	非課税	非課税	課税の可能性あり	課税
住民税	非課税	非課税	課税の可能性あり	課税

[※]ただし、財産を取得した日から2年以内に公益事業に供せられた課税

新しい法律をつくる

日本においても、ナショナル・トラストを推進する法律を、早急に整備していくことが求められています。将来世代へと、今あるかけがえのない財産を確実に引き継いでいくために、永久に保全するしくみをつくっていくことが必要です。



(社)日本ナショナル・トラスト協会のトラスト地から見た富士山

自然を守るための議会や行政の役割

日本の豊かな自然を将来世代へと引き継いでいくことは、持続可能な国をつくる基盤を守ることです。それは、今を生きている世代が果たすべき責任であり、義務でもあります。市民や企業などの民間が力を合わせてナショナル・トラストを推進し、重要な資産を確保していくことはもちろん重要です。しかし、海外の事例でみたように、議会や行政にも、40年以上にわたって民間が自発的に担ってきた公益的な活動を、法律の面から支えていく必要があります。

世界の潮流に乗り遅れないために

日本のナショナル・トラストを支え、将来世代に資産を手渡していく確実なしくみをつくっていくことは、持続可能な国づくりに取り組む日本の姿勢を世界に向けて明確に示すこととなります。折しも2010年には、生物多様性条約締結国が集まる国際会議（第10回生物多様性条約締結国会議）が日本で開催される予定です。世界中の注目が日本に集まるこの機会に、日本の取り組みを世界にアピールする良いチャンスです。

英国で語り継がれている言葉、
— for ever, for everyone —

永久に、そしてすべての人々のために

この言葉が表すように、守るべきものは永久に守っていくという意志を、日本でも「法律」という形で明確に示していくことが必要です。

3つのポイント

ナショナル・トラストを推進する法律を整えていく際には、次の3つの点を盛り込むことが必要です。

- 持続的に資産を維持管理できる税制度を**

現行の制度では、公益のために自然のまま保全している土地に対しても、運用ができる資産とみなされ、原則、税金（固定資産税）がかかります。また、トラスト団体が維持管理費を捻出しようとして行う収益事業にも、事業内容によっては税金（法人税）がかかります。さらに、市民や企業などの寄付者によってメリッポのある制度も十分ではありません。トラスト団体が持続的に資産を守っていく必要があるため、税制上の優遇措置が必要で
- 資産を永久に守ることのできるしくみを**

英国のような資産を永久に守るしくみがない日本では、ナショナル・トラストを通じて民間が力を合わせて取得した資産であっても、開発の圧力をはねつける威力をもっています。開発計画が優先されて、自然が失われる可能性があります。ナショナル・トラストにより、大切な自然が永久に守られるように、開発に反対できるしくみをつくっていくことが必要です。
- ナショナル・トラストに参加しやすいしくみを**

日本のナショナル・トラストをさらに進めていくためには、土地や建物を寄付する側にとって活用しやすいしくみを工夫することが必要です。例えば、市民が建物を寄付しそこで暮らしても、税金が軽減される制度や、所有権は移転せずに保存誓約を結ぶと税金が軽減される制度など、市民が参加しやすく、持続的に土地や建物を保存していけるしくみを考えていくことが重要です。



ナショナル・トラスト運動によって守られた和歌山県田辺市の天神崎